

第3 ワーキングの審議範囲の中で担当府省が「実施済」と自己評価している事項に関する審議結果の整理

1. 統計の評価を通じた見直し・効率化関連部分

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (2) 統計の評価を 通じた見直し・効 率化</p>	<p>○ IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成21年度に実施する。</p>
<p>5 その他 (3) 統計の中立性</p>	<p>○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。</p>	<p>各府省</p>	<p>平成22年度から実施する。</p>

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「統計の品質保証に関するワーキンググループ(以下「品質保証WG」という。))における平成 21 年度の検討結果を基に策定した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」について、平成 22 年度に各府省における試行結果を踏まえつつ、同ワーキンググループにおいて検討し、同ガイドラインを改定(平成 23 年 4 月 8 日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。</p> <p>また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成 22 年 5 月 12 日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知。</p>	実施済	—	
<p>○ 総務省(政策統括官室)において、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成 22 年 5 月 12 日に決定。これを基に、各府省は、以下のとおり、所管する基幹統計について、事前情報の共有範囲等に係る内規を策定(一部、実施予定を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民経済計算に関する公表期日前統計情報等を共有する者の範囲」を定めた(公表は平成 23 年 4 月 1 日)。【内閣府】 ・産業連関表については、調査結果の公表は平成 26 年度を予定していることから、内規は平成 24 年度末までに策定・公表する予定。【総務省(政策統括官)】 ・平成 23 年 4 月に「公表期日前統計情報等を共有する者の範囲等に関する要領」を策定し、公表した。【総務省(統計局)】 ・「統計の公表期日前資料の共有範囲等について」を作成し、ホームページに公表(平成 23 年 3 月)。【財務省】 ・「文部科学省が所管する基幹統計の公表前資料の共有範囲等に関する内規」を定め、公表している(平成 23 年 3 月)。【文部科学省】 ・「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲については、ホームページにおいて公表した(平成 23 年 3 月)。【厚生労働省】 ・公表期日前の情報共有者の範囲に関する規程を作成し、一般的な情報共有者の範囲については、平成 23 年 3 月に公表済。【農林水産省】 ・「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」に基づき、平成 23 年 3 月に経済産業省の内規を作成し、公表期日前の情報共有者の範囲について、ホームページに掲載公表を行っている。【経済産業省】 ・「公表期日前の統計情報を共有する範囲に関する指針」に基づき、公表期日前の統計情報等の共有範囲等についての内規を定め、公表した(平成 23 年 3 月)。【国土交通省】 	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	産業連関表に係る内規の策定・公表については、平成 24 年度末までに実施予定	

【これまでの審議結果】

- 第1回会合(6/29)において審議。
- 総務省における「公的統計の品質保証に関するガイドライン」及び「公表期日前情報を共有する範囲・手続に関する指針」については、基本計画に沿った策定・見直し等が図られている。なお、各府省における品質保証に関する取組については、更なる取組みの推進が必要と整理されたが、その点については、本項目とは別の項目において「継続実施」と自己評価されているところ。
- また、各府省等における「基幹統計に係る事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する取組」については、産業連関表を除いて、指針を踏まえ、基本計画に沿った内規の策定・公表が行われている。なお、産業連関表は「実施予定①(平成24年度末までに実施予定)」と自己評価。

2. 民間事業者の活用関連部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (2) 民間事業者の活用 イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。

3. 行政記録情報等の活用関連部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し(平成 22 年3月 25 日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「民間事業者活用ガイドライン」という。)に変更。	実施済	—	

【これまでの審議結果】

- 第 2 回会合 (7/9) において審議。
- 総務省における「統計調査における民間事業者の活用に関するガイドライン」については、基本計画の趣旨に沿った見直しが行われており、更なる検討の余地は乏しいものと考えられると整理。
- なお、この審議に当たっては、引き続き関係府省における情報交換や事業者団体との意見交換が必要と整理されたが、その点については、本項目とは別の項目において「継続実施」と自己評価されているところ。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 「行政記録情報等の活用に関する環境整備」を検討する会議の設置については、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)で当該検討を行うことを、平成 21 年9月 30 日に開催された第1回検討会議において決定したことにより、措置済み。 ○ 左記①及び②の検討課題については、検討会議において、事業所母集団データベースに格納すべきとされている行政記録情報を中心に具体的な検討を進め、その結果に基づき行政記録情報の活用を推進しているところ。 ○ また、上記以外に、各府省が行政記録情報を統計作成に活用するに当たり、他の府省が保有している行政記録情報を活用する場合など総務省(政策統括官室)が検討すべき案件の有無等を把握するため、平成 22 年度及び 23 年度の2回にわたり、各府省に対し当該活用等に関する実態調査を実施。その結果については、第3回検討会議(平成 23 年4月 28 日開催)及び第4回検討会議(平成 24 年3月 30 日開催)に報告し、情報共有を図っているが、平成 23 年度末現在、総務省(政策統括官室)が検討すべき案件は把握されていない状況。 ○ 以上のとおり、左記検討課題については、今後、行政記録情報の活用等に関する実態調査を引き続き実施し、その結果、総務省において新たに検討すべき案件が把握された場合には、検討会議を活用して検討を行う予定。	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	—	

【これまでの審議結果】

- 第 2 回会合 (7/9) において審議。
- なお、検討の場の設置については、設置済みのため、「実施済」と自己評価しているものの、具体的な取組みについては、「継続実施」との自己評価。
- 審議においては、行政記録情報の活用実態を引き続き把握することが重要であり、不断の取組みが必要と整理。

4. 統計職員等の人材の育成・確保等関連部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。

5. 統計データの有効活用の推進関連部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度までに実施する。
	○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成23年度までに実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 当省において確保している登録調査員について、登録の際に、他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】	実施済	—	

【これまでの審議結果】

- 第3回会合（7/25）において審議。
- 審議においては、農林水産省以外に統計調査員を直接確保・育成している府省はなく、また、農林水産省においては、基本計画に沿って、地方公共団体に対して情報提供を行う仕組みも構築していることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成 22 年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 23 年3月 28 日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定し、所要の周知期間を経て平成 23 年 10 月1日から施行した。	実施済	—	
○ 総務省では統計センターの中期目標において、「国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データ・アーカイブを構築し、運営する準備を行うこと。」と定めており、この中期目標に従って、統計センターでは、平成 21 年4月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データ・アーカイブの運営を行っている。	実施済	—	

【これまでの審議結果】

- 第3回会合（7/25）において審議。
- 審議においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の策定趣旨等について質疑が行われた結果、基本計画に沿った取組みが行われていることから、特段の問題は認められないと整理。なお、この審議の際、ガイドラインに沿った取組みを各府省が進めるよう求める意見もあったが、その点については、本項目とは別の項目において「継続実施」と自己評価されているところ。
- また、統計センターにおける調査票情報等の管理については、「実施済」との自己評価となっているものの、二次的利用を促進する基盤でもあり、今後とも継続的な取組みが必要と整理。なお、受託実績については、第4回会合で報告予定。